

南部町木造住宅耐震診断促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部町内の木造一戸建て住宅の安全性の向上を図るため、予算の範囲内において実施する木造住宅耐震診断事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造一戸建て住宅 柱、梁等の主要構造部の全てが木材で造られている一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は限界耐力計算による耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で耐震診断を行うことができるものをいう。
- (4) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に規定する設計図書をいう。

(対象建築物)

第3条 診断事業の対象となる住宅（以下「対象建築物」という。）は、町内に存する木造一戸建て住宅であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 次に掲げる構造方法のいずれかにより建築されたものであること。

ア 在来軸組構法

イ 伝統的構法

- (3) 現に居住の用に供し、又は供する予定のものであること。
- (4) 国及び地方公共団体以外の者が所有するものであること。

2 町長は、前項各号に掲げる要件に該当しない木造一戸建て住宅であっても、適当と認めるときは、当該木造一戸建て住宅を診断事業の対象とすることができる。

（耐震診断の申請）

第4条 耐震診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期間内に木造住宅耐震診断申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）対象建築物の設計図書
- （2）対象建築物の付近の見取図
- （3）対象建築物の所有者を確認することができる書類
- （4）対象建築物の建築された時期を確認することができる書類
- （5）対象建築物の借主の同意書（対象建築物が借家の場合に限る。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（耐震診断の実施決定及び通知）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、耐震診断を行うことと決定したときは木造住宅耐震診断実施決定通知書（様式第2号）により、耐震診断を行わないことと決定したときは木造住宅耐震診断申請却下通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（耐震診断技術者の派遣等）

第6条 町長は、前条の規定により耐震診断を行う旨の決定（次条において「実施決定」という。）をした対象建築物について、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

2 町長は、前項の規定により派遣する耐震診断技術者を決定したときは、前条の規定による決定を受けた者（以下「受診対象者」という。）に対し、木造住宅耐震診断技術者決定通知書（様式第4号）により、当該耐震診断技術者の住所、氏名等を通知するものとする。

（実施決定の取消し）

第7条 町長は、受診対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の行為により実施決定を受けたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により実施決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断実施決定取消通知書（様式第5号）により、理由を付してその旨を当該受診対象者に通知するものとする。

(診断結果の通知等)

第8条 耐震診断技術者は、耐震診断が完了したときは、速やかに、当該耐震診断の結果を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定により報告を受けたときは、木造住宅耐震診断結果通知書(様式第6号。次条において「結果通知書」という。)により、速やかに、当該耐震診断の結果を受診対象者に通知するものとする。

(受診対象者に対する指導)

第9条 町長は、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、受診対象者に対し、結果通知書に基づき必要な指導及び助言をすることができる。

(業務の委託)

第10条 診断事業に係る業務の一部は、診断事業を適切に実施することができると思われる団体に委託して行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、診断事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 (失効日)

この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付決定に係る補助金の交付に係る手続きに関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

南部町長 様

申請者 住所
氏名

木造住宅耐震診断申請書

次のとおり耐震診断を受けたいので、南部町木造住宅等耐震診断促進事業実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

また、耐震診断技術者及び南部町が診断事業に係る業務の一部を委託する団体にこの申請書及び添付資料に記載の事項を提供することに同意します。

記

1 対象建築物

建 物 所 在 地	
建 物 所 有 者	(氏名) (電話番号)
建 物 種 別	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途）
構 造 方 法	木造（ ☐ 従来軸組工法 ☐ 伝統的工法 ）
建 築 時 期	年 月頃（ ☐ 建築 ☐ 着手）
延 べ 床 面 積	m ² （併用住宅の場合、住宅部分の延べ面積 m ² ）
階 数	地上 階 地下 階
設計図書の有無	☐ 有（平面図、その他（ ）） ☐ 無
添 付 書 類	(1)設計図書 (2)付近見取図 (3)建築物の所有者を確認することができる書類 (4)建築物の建築された時期を確認することができる書類 (5)建築物の借主の同意書 (対象建築物が借家の場合に限る。)

2 備考（増築等がある場合は、その時期、構造方法及び増築部分床面積を記入）

第 号
年 月 日

様

南部町長

木造住宅耐震診断実施決定通知書

年 月 日付で申請のあった耐震診断については、次のとおり実施することに決定したので、南部町木造住宅等耐震診断促進事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1 対象建築物

建 物 所 在 地	
建 物 所 有 者	
建 物 種 別	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途）
構 造 方 法	木造（ ☐ 従来軸組工法 ☐ 伝統的工法 ）
建 築 時 期	年 月頃（ ☐ 建築 ☐ 着手）
延 べ 床 面 積	m ² （併用住宅の場合、住宅部分の延べ面積 m ² ）
設計図書の有無	☐ 有（平面図、その他（ ）） ☐ 無

2 備考 後日、耐震診断技術者を決定の上、その氏名等を通知します。

耐震診断を行う際は、立会いをお願いします。

第 号
年 月 日

様

南部町長

木造住宅耐震診断申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった耐震診断については、下記の理由により実施しないことに決定したので、南部町木造住宅等耐震診断促進事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1 対象建築物

建 物 所 在 地	
建 物 所 有 者	
建 物 種 別	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途）
構 造 方 法	木造（ ☐ 従来軸組工法 ☐ 伝統的工法 ）
建 築 時 期	年 月頃（ ☐ 建築 ☐ 着手）
延 べ 床 面 積	m ² （併用住宅の場合、住宅部分の延べ面積 m ² ）
設計図書の有無	☐ 有（平面図、その他（ ）） ☐ 無

2 却下の理由

第 号
年 月 日

様

南部町長

木造住宅耐震診断技術者決定通知書

年 月 日付で通知した耐震診断の実施決定に係る耐震診断技術者を
下記のとおり決定したので、南部町木造住宅等耐震診断促進事業実施要綱第6条第
2項の規定により通知します。

記

1 耐震診断技術者の氏名等

- (1) 氏名
- (2) 所属する建築士事務所等の名称
- (3) 所属する建築士事務所等の住所
- (4) 電話番号

2 備考

- (1) 近日中に上記の耐震団技術者から、耐震診断を実施する日時の調整について
連絡があります。
- (2) 耐震診断の実施日は、立会いをお願いします。

第 号
年 月 日

様

南部町長

木造住宅耐震診断実施決定取消通知書

年 月 日付発南第 号で実施を決定した耐震診断については、
下記の理由によりその決定を取り消したので、南部町木造住宅等耐震診断促進事業
実施要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 対象建築物

建 物 所 在 地	
建 物 所 有 者	
建 物 種 別	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途 ）
構 造 方 法	木造（ ☐ 従来軸組工法 ☐ 伝統的工法 ）
建 築 時 期	年 月頃（ ☐ 建築 ☐ 着手）
延 べ 床 面 積	m ² （併用住宅の場合、住宅部分の延べ面積 m ² ）
設計図書の有無	☐ 有（平面図、その他（ ）） ☐ 無

2 取消の理由

第 号
年 月 日

様

南部町長

木造住宅耐震診断結果通知書

年 月 日付発南第 号で実施を決定した耐震診断の結果は、
下記のとおりですので、南部町木造住宅等耐震診断促進事業実施要綱第 8 条第 2 項
の規定により通知します。

記

1 対象建築物

建 物 所 在 地	
建 物 所 有 者	
建 物 種 別	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅（住宅部分以外の用途 ）
構 造 方 法	木造（ ☐ 従来軸組工法 ☐ 伝統的工法 ）
建 築 時 期	年 月頃（ ☐ 建築 ☐ 着手）
延 べ 床 面 積	m ² （併用住宅の場合、住宅部分の延べ面積 m ² ）
設計図書の有無	☐ 有（平面図、その他（ ）） ☐ 無

2 耐震診断結果 別添のとおり

3 備考